府令・省令

○内閣府・法務省令第二号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十条第一項の規定に基づき、及び同法を実施するため、内閣府・法務省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する命令を次のように定める。

令和五年八月九日

内閣総理大臣　岸田　文雄
法務大臣　齋藤　健

内閣府・法務省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する命令

（特定重要設備）

第一条　経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（以下「法」という。）第五十条第一項の主務省令で定めるものは、電子債権記録業（電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第五十一条第一項に規定する電子債権記録業をいう。次条において同じ。）については、電子記録債権法第五十六条に規定する業務（特定社会基盤役務の提供を行うために不可欠なものに限る。）に関するデータの処理（当該処理が停止した場合に当該業務に大きな支障が生ずるおそれがあるものに限る。）の全部又は一部を行うよう構成された情報処理システム（情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二条第三項に規定する情報処理システムをいい、当該業務の運営のために特に必要なものに限る。以下この条において同じ。）及び当該情報処理システムを稼働させる情報処理システムとする。

（特定社会基盤事業者の指定基準）

第二条　法第五十条第一項の主務省令で定める基準は、電子債権記録業については、電子記録債権法第五十一条第一項の指定を受けてその事業を行う者（直近の三事業年度の末日における電子記録債権（同法第二条第一項に規定する電子記録債権をいう。）の残高の平均が一兆円未満である者を除く。）であることとする。

（特定社会基盤事業者の指定の通知）

第三条　法第五十条第二項の規定による特定社会基盤事業者（前条に規定する特定社会基盤事業を行う者に限る。以下同じ。）の指定の通知は、様式第一による指定通知書によって行うものとする。

（特定社会基盤事業者の指定等に関する公示の方法）

第四条　法第五十条第二項（法第五十一条において準用する場合を含む。）の規定による特定社会基盤事業者の指定（法第五十一条において準用する場合にあっては、指定の解除）の公示は、官報に掲載して行うものとする。

2　金融庁長官及び法務大臣は、前項の規定による公示をしたときは、当該公示の日付及び内容をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

（特定社会基盤事業者の名称等の変更の届出）

第五条　法第五十条第三項の規定による特定社会基盤事業者の名称又は住所の変更の届出は、様式第二による名称等変更届出書によって行わなければならない。

（特定社会基盤事業者の指定の解除の通知）

第六条　法第五十一条において準用する法第五十条第二項の規定による特定社会基盤事業者の指定の解除の通知は、様式第三による指定解除通知書によって行うものとする。

（立入検査の証明書）

第七条　法第五十八条第二項の規定により特定社会基盤事業者に対する立入検査をする職員の身分を示す証明書は、様式第四によるものとする。

附　則

この命令は、法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

様式第一（第三条関係）

第　　号
年　月　日

指定通知書

殿

金融庁長官
法務大臣
（公印省略）

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和４年法律第43号）第50条第１項の規定により特定社会基盤事業者として指定したので、同条第２項の規定により、下記のとおり通知する。

記

名　　称	
住　　所	
特定社会基盤事業の種類	
指定をした年月日	